平成２１年（フ）第２３９１号
愛知県春日井市前並町２丁目７番地15
破産者　友清　　悟
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３８１号
愛知県一宮市向山南１丁目４番６号
破産者　毛受　　崇
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２０年（フ）第５８４６号
大阪市鶴見区焼野２丁目５番６号―201
破産者　村上洋恵寿（旧姓洲鎌）
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６４０９号
大阪市西成区松２丁目１番17号
破産者　秋田佳壽美
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９３８２号
大阪府高槻市永楽町８―15永楽シャトルマンション105、開始決定時の住所大阪府高槻市唐崎中１丁目７番12号　リーベグラス204号
破産者　豊栄塗装こと梁川康夫こと　梁　　鎮康
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６４号
大阪市浪速区幸町１丁目３番34―304号、事業所所在地愛媛県宇和島市堀端町１―55
破産者　スーパートーヨー市場こと　藤原　真一
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０７１号
大阪府吹田市片山町１丁目14番13号
破産者　松田　敏明
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３１２号
大阪市生野区生野東３丁目10番22号
破産者　延山龍益こと　玄　　龍益
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４１３号
大阪府東大阪市高井田本通６丁目５番10―705号
破産者　板倉　富子
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６８７号
大阪市住吉区苅田５丁目２番17―607号
破産者　チェックことポセイドンことキララことホープこと　横畑　金枝
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７５４号
大阪市東住吉区山坂１丁目18番７号、前住所大阪市平野区加美東４丁目20番20―203号
破産者　鎌戸　文子
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７６４号
大阪府茨木市丑寅２丁目15番13号
破産者　谷尻　　修
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９３８号
大阪府箕面市箕面４丁目９番７―147号
破産者　植村　紀子
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７００５号
大阪府八尾市長池町１丁目19番地の21
破産者　坪井　豊樹
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５３号
兵庫県姫路市車崎２丁目７番18号
破産者　富永　　一
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第８８２号
熊本県菊池市泗水町永3264番地２　チェリーハイツⅡ泗水105号
破産者　鎌田　泰生
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３５１号
熊本市大江１丁目10番41号
破産者　長野誠一郎
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３４６号
北海道苫前郡羽幌町南２条３丁目10番地
破産者　三上　忠昭
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５８号
北海道旭川市忠和６条１丁目２番27号、住民票上の住所北海道札幌市北区麻生町１丁目９番16―306号
破産者　高橋　一樹
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部